

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年6月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900229号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000004号

第1 結論

請求者のA事業所B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年3月31日から同年4月1日に訂正し、平成4年3月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成4年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成4年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで

昭和58年4月1日にA事業所に入社後、支店間の異動はあったものの、同事業所に継続して勤務していた。

厚生年金保険の記録では、A事業所B支店において平成4年3月31日に被保険者資格を喪失し、同事業所C支店において平成4年4月1日に同資格を再取得しているが、同一企業内の異動であり、継続して厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する請求者に係る社員カード及び同事業所の回答並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同事業所に継続して勤務し(平成4年4月1日にA事業所B支店から同事業所C支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所B支店における平成4年2月の厚生年金保険の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成4年3月31日から同年4月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、平成4年3月31日から同年4月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を平成4年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを平成4年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から平成4年3月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、

その結果、社会保険事務所は、請求者の平成4年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900207号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000005号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和50年3月31日から同年4月1日に訂正し、昭和50年3月の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

昭和50年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和50年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年3月31日から同年4月1日まで

昭和49年4月から昭和51年2月まで、B県C市にあったD商品の販売会社の営業として勤務していたが、請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間については、A事業所からE事業所に事業所名が変更になった頃であるが、同じ場所にあった事務所に継続して勤務し、業務内容にも変更はなかったため、請求期間についても、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、F事業所及びG企業年金基金並びに企業年金連合会の回答、請求者及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿によると、当該事業所は、昭和50年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間は適用事業所でなかった記録となっているが、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所の解散日は昭和50年3月31日である上、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者及び請求者と同様に昭和50年3月31日に当該事業所における被保険者資格を喪失し、昭和50年4月1日にE事業所において同資格を取得している同僚8人の合計9人は、いずれも、請求期間において雇用保険の被保険者記録が確認できることから、請求期間において、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

さらに、上記同僚8人のうち、生存及び所在が確認できた7人に照会し、回答が得られた6人は、いずれも、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた旨を回答している。

加えて、当時、H事業所(現在は、F事業所)本社の営業部に所属し、当該事業所の事業主から依頼を受けて当該事業所の営業部長となっていたとする者は、「昭和49年に、C市及びそ

の周辺地域にあったD商品の販売会社が協業してA事業所が設立され、当該事業所の事業主から依頼されたため、私は、H事業所の営業部の業務として、設立されたばかりの当該事業所の営業部長として現地で勤務し、営業の管理・指導のほか、給与計算や社会保険事務を担っていた。その後、設立から1年程度経過した昭和50年4月からは、さらにE事業所と協業することになり、当該事業所の事業はE事業所のI営業所として引き継がれ、請求者を含む従業員もE事業所I営業所の従業員となったが、両事業所は事業主の異なる別事業所であった。協業後は私も昭和50年11月頃までE事業所I営業所の所長となっていた。請求者を含む当該事業所の従業員の給与計算等については、私が責任を持って引き継ぎ、その後もしばらく担当しており、請求期間に係る昭和50年3月分の厚生年金保険料については、A事業所分の保険料として計算して給与から控除したことは間違いない。当時の私は社会保険事務に不慣れであったため、社会保険事務所（当時）への届出を誤ったかもしれない。」と詳細に述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所における昭和50年2月の厚生年金保険の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は、昭和50年3月31日に解散し、当該事業所の事業主で清算人となっている者も死亡していることから、昭和50年3月31日から同年4月1日までの期間に係る請求者の届出及び保険料納付について回答を得ることはできないが、昭和50年3月31日から同年4月1日までの期間について、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から社会保険事務所に対し厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和50年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900188号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2000001号

第1 結論

昭和56年2月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年2月から昭和58年3月まで

昭和57年3月の結婚時に当時の夫(以下「元夫」という。)と二人でA市B支所に行き、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。それまでに未加入だった期間の国民年金保険料を当該支所内の銀行の窓口で、遡って一括納付し、その後は、送付された納付書により、私がA市内の銀行で夫婦二人分の保険料を定期的に納付していたが、年金記録によると、請求期間について、国民年金保険料未納期間となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和57年3月頃に夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、請求者及び元夫の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)は、2番違いであり、その前後の手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査及び国民年金被保険者台帳管理簿により、A市において、昭和58年11月頃に払い出されたものと推認できる上、請求者に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は昭和58年11月頃に行われたと考えられ、請求者の主張と加入手続の時期が相違している。

また、請求者の手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和58年11月の時点では、請求期間のうち昭和56年2月から同年9月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができず、請求期間のうち昭和56年10月から昭和58年3月までの期間については、過年度納付が可能であったが、オンライン記録と同様に、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金過年度納付記録においても、請求者が請求期間に係る保険料を納付した記録は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、請求者が請求期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとする請求者の元夫も、請求期間の保険料は未納となっていることが確認できる上、同人に照会したものの、請求者が請求期間に係る保険料を納付していたことを裏付ける具体的な陳述及び関連資料は得られなかった。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900208号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2000002号

第1 結論

昭和42年4月から昭和46年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年4月から昭和46年3月まで

請求期間について、国民年金保険料未納期間となっているが、昭和42年4月又は同年5月頃にA市の職員が家に来て、国民年金の加入を勧められ、翌日、妻がA市役所へ出向き、窓口で昭和42年度分の国民年金保険料をまとめて納付した。その際、年金手帳をもらい、検認印を押してもらった。また、昭和43年度から昭和45年度までの国民年金保険料についても、A市から送付された納付書により、妻が一括又は分割で納付したので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和42年4月又は同年5月頃にA市の職員から国民年金の加入を勧められ、その翌日に妻がA市役所で国民年金の加入手続を行った旨述べている。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者資格取得状況調査により、A市において、昭和46年4月頃に払い出されたものと推認できることから、請求者の国民年金被保険者資格の取得に係る事務手続はこの頃に行われたと考えられる。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求期間の国民年金保険料についてはオンライン記録と同様、未納と記録されており、A市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿兼検認カードにおいても、請求者が請求期間の保険料を納付していた形跡は見当たらない上、オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者の請求期間に係る保険料が納付されていたとする状況はうかがえない。

さらに、請求者は、請求期間のうち昭和43年度以降の国民年金保険料について、A市から送付された納付書により、妻が納付したと述べているが、A市は、国民年金の現年度保険料を納付書により納付できるようになったのは、昭和47年4月からである旨回答している上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されているところ、請求期間の保険料を納付したとする請求者の妻についても、国民年金被保険者台帳及びA市が作成した国民年金被保険者名簿兼検認カードにおいて、請求期間の国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1900228 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2000003 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 事業所 (現在は、C 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 5 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

A 社 B 事業所で栄養士として勤務し、平成 5 年 3 月 31 日付で当該事業所を退職したが、年金記録によると、平成 5 年 3 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している記録となっているので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記録を、平成 5 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、請求者の A 社 B 事業所 (以下「当該事業所」という。) における離職日は、平成 5 年 3 月 29 日であることが確認できる上、当該事業所を承継した C 社が保管する社会保険・厚生年金加入台帳においても、請求者の退職日は、平成 5 年 3 月 29 日と記載されていることが確認できる。

また、事業所を退職した日の翌日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日となる上、上記社会保険・厚生年金加入台帳により確認できる退職日 (平成 5 年 3 月 29 日) の翌日 (平成 5 年 3 月 30 日) は、オンライン記録の請求者の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

さらに、請求者は、当該事業所における同僚への照会は希望していないことから、当該同僚に請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録により、当該事業所において平成元年 4 月 1 日から平成 5 年 2 月 28 日までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、平成 5 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの間に同保険の被保険者資格を喪失している者が 22 人 (請求者を除く。) 確認できるところ、当該 22 人に係る雇用保険の離職日の翌日は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

このほか、請求者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。